

## 令和7年度 東京都消費者団体との意見交換会の概要

1 日時：令和8年2月12日（木） 14：00～15：45

2 場所：東京都生活協同組合連合会会館 会議室

3 出席者：

（消費者団体） 11名

東京都生活協同組合連合会	3名
中野区消費者団体連絡会	4名
多摩のくらしを考えるコンシューマーズ・ネットワーク	1名
大田区消費者団体連絡協議会	1名
東京消費者団体連絡センター	2名

（農林水産省 関東農政局） 10名

企画調整室 室長	浦杉 敬助
企画調整室 室長補佐	千代 勝美
企画調整室 食料安全保障係長	稲葉 清春
生産部環境・技術課 プラスチック削減対策係長	川崎 誠一郎
消費・安全部消費生活課 課長補佐	瓜生 啓子
消費・安全部消費生活課 消費者行政専門官	羽原 広一
東京都拠点 地方参事官	押田 音音夢
東京都拠点 地方参事官室 総括農政推進官	滑川 八十志
東京都拠点 地方参事官室 主任農政推進官	泉 尚巳
東京都拠点 地方参事官室 農政推進官	澁澤 久子

4 冒頭挨拶

東京都消費者団体との意見交換会の開催にあたり、東京消費者団体連絡センターの事務局次長より、ご挨拶をいただきました。内容は以下のとおり。

（消費者団体）

この意見交換会を開催するにあたり消費者団体へお声がけいただき感謝を申し上げます。この度、お米の問題が起こり、食料安全保障に関心が高まっているところ。食料安全保障について説明をいただくとともに意見交換をさせていただき、この件、少

しでも進めていただければと思う。

## 5 概要

関東農政局企画調整室室長、消費・安全部消費生活課課長補佐及び生産部環境・技術課係長から資料に沿って説明後、意見交換を実施しました。消費者団体の方々からの主なご意見、やり取りは以下のとおり。

### ○食料自給率について

(消費者団体)

現在、いろいろな法律が変わってきた中で、日本の食料自給率について、農林水産省としてどのように考えているのか。

(農政局)

日本の食料自給率は、令和 6 年度のカロリーベースで 40%弱となっており、政府も従来の方針を維持したまま、令和 12 年度(2030 年度)に 45%を目標値として掲げている。一方で、食料自給率を考える際には注意すべき重要な点がある。米や野菜の生産に欠かせない肥料の多くは海外からの輸入に依存しており、肥料の供給状況を踏まえると「実質的な食料自給率は 10%にも満たない」と指摘する専門家もいる。こうした背景を踏まえれば、食料自給率を議論する際には、食料そのものだけでなく、生産に不可欠な肥料などの資材も含めて考える必要がある。

なお、食料供給困難事態法では、特定食料としてのお米や麦だけではなく特定資材として肥料も指定されている。肥料の輸入が滞る事態においても、政府が対策本部を立ち上げて対応する仕組みとなっている。それだけ肥料の安定供給は大事な話になっている。食料自給率を考える際には、畑の上に育っている農産物だけではなく、その生産を支える原料や資材も含めて見ていただければと思う。

また、有機農業や有機農産物を国が推進している背景には、化学肥料の使用量削減による二酸化炭素排出の抑制だけでなく、資源循環を通じて地域で持続的に生産を続けられる仕組みをつくるという目的がある。これこそが、有機農業の本質の一つであると思っている。説明の中で紹介した成蹊大学での馬糞の課題（馬術部で毎日排出される馬糞をおがくずと混ぜてコンポストプラントで発酵させ堆肥化させているが、多くが廃棄物処理されている現状にある。）も、地域内で活用できる有機性資源を循環利用できるように変えていかないと考えている。海外からの肥料の輸入が止められた場合、国内での食料生産が大きな影響を受けるリスクがある。「みえるらべる」に象徴されるように、環境に配慮した農産物を選ぶ意義は、単に二酸化炭素を

抑制するだけにとどまらず、国内で生産を持続させるための肥料・資材の確保に関わっている点が重要である。環境に配慮した農産物を選んで購入することが、食料自給率の向上や食料安全保障の強化にも貢献するという視点を持っていただきたい。

## ○飼料用米について

(消費者団体)

飼料用米について、もう少し農林水産省として取り組んでほしい。だんだん飼料用米から遠ざかり、軽視されている姿勢が見えるため、やはり飼料用米も大事なので、ぜひ飼料用米も一緒に取り組んでほしい。

また、食料自給率向上のためにはやはり肥料や家畜の飼料も自給しなければということで、近年は米の需要が落ち、田んぼでだんだん主食用米を作らなくなった分、飼料用米を作っていけばいいということで、ずいぶん農林水産省も力を入れていて、私たちが飼料用米の普及活動をしてきた。補助金も出されるようになってきたが、このところ、その補助金がだんだん減ってきた。飼料用米の稲や水田をしっかりと活用して、そこで作っていくという姿勢を示してほしい。やはり生産者は安定して作れなければやる気にならないので、国として助成してやってほしい。新たな食料・農業・農村基本計画の中に飼料用米の位置づけがなくなったとの話も聞いている。

(農政局)

誤解のないよう、まず説明させていただきたい。近年、飼料用米の助成単価が減っているとの指摘があって、それで国が飼料用米を軽視しているのではないかという受け止めにつながっている面があるのではと考えている。もともと飼料用米は水田フル活用の取組の中で主食用米の需要が減る中でも水田を水田としてしっかり使っていくということで、重要な選択肢として位置づけられている。今年のように主食用米が不足する局面では、農家の経営判断で主食用米に作付けを切り替えていくというのは、需給を調整する役割がある。大きな批判の一つに、「飼料用米の補助金が減らされている」という生産者もいるが、国は飼料用米を政策的に重要視しているのが基本的な考えである。具体的には、コシヒカリのような主食用の品種と比べて1.2倍とか1.3倍の量を収穫できる専用品種を使って生産性向上を推進するものであり、飼料用米を軽視しているわけではない。そういった意味で、従来、コシヒカリなど主食用品種を飼料用に回していた場合については単価の調整を行っているが、飼料用の専用品種で生産しているケースについては単価を下げるような対応はしていない。

一方で、主食用米の価格が高くなっている状況の中では、飼料用米を作るよりも、

主食用米を作る方が農家の収入が上がり、飼料用米をメインでやっていた方は、なかなか収入が上がってこないことがあると思う。今年は主食用米、1俵が3万円を超える例もあったが、3年前には1俵1万円台であった。主食用米一本でやると相当のリスクもあり、飼料用米を経営にしっかり位置づけるというのは、一つの戦略である。確かに飼料用米は、米価が高いような時には収入は少なくなってしまうけれども、事前に補助金でどれだけ収入が見込めるかが計算できる。主食用米と飼料用米の組み合わせは一つの軸になると思う。

さらに輸出用米や、米粉用米、加工用米など、多様な用途の米を組み合わせる戦略が今後の水田農業にとって重要になっている。

## ○農家の育成と食育について

### (消費者団体)

食料の安全保障を考える中で、海外の様子というのは、私たちは普段なかなか知ることができないので、このような機会はとても有意義な話であったと思う。

一つ目として、食べ物を作るのは私たち消費者ではなく、農家の方々であり、そして農家を育てていくということが非常に重要だと考える。農林水産省として、農家をどのように育成していくお考えなのか、その根本的な方針を聞きたい。

二つ目は、外国からの輸入が多いという話がある。以前の消費者との懇談会でも、私たちがどう食べるかという食育に関する話があったと思う。例えば、お肉ではなくお魚を食べることでタンパク質を確保しつつ、国内自給率も少し変わってくるのではないかという点。また、日本はもともと豆類を食べてきたが、輸入品が安いことから国産大豆の生産が減ってしまったことなどを考えると、やはり日本の風土に合った豆類を増産していくことが大切ではないかと思う。そのため、「もっと豆を食べよう」「もっと魚を食べよう」といった食育を、農林水産省として消費者により積極的に提供してもらいたいと考える。

### (農政局)

一つ目の農家の育成について、以前は、担い手育成というと主に大規模農家の方々を指し、その育成が中心とされていた。しかし、人口減少が続く中、少数の大規模農家だけで日本の農業を支えきれぬのかという課題がある。関東平野のような平地では規模拡大を進めて生産性を上げていくことは重要で、その際、ドローンのようなスマート農業技術を導入し、技術革新を合わせて支援していくことも大切である。

一方で、日本の農地の約4割を占める中山間地域では、区画が小さく傾斜地も多い

ため「規模拡大による生産性向上」をそのまま当てはめることは現実的ではない。そこで現在の政策は、多様な主体を地域に巻き込み、地域ぐるみで農業を支えていく方向へとシフトしている。農業だけを専業とする人に限らず、他の仕事をしながら農業に関わる人、地域との関わりを持ちながら農地保全に参加する人など、いわゆる「関連人口」を幅広く取り込む方向に政策が向かっている。説明資料にある大学生の取組もその一環である。大学生自身が農業をするわけではなくても、農地のマッチングのお手伝いをするなど、農業と関わる機会を作り、地域で活躍してもらう取り組みを進めている。

次に食育について、これも大変重要なテーマと考える。食育というと学校の勉強のように思われがちであるが、親から子へ、日々の生活の中で自然に伝わっていくものだと考えている。祖父母から母親へ、そして子どもへ、そういった流れが大切と考える。そのため、大学生に対して食育の話をする機会を多く設けている。将来、結婚して子どもを育てる時に、「食」についてきちんと伝えられるような大人になってほしいという思いがある。世代を超えて「食」を伝えていく力こそが食育だと考えている。食育は基本計画の中でも大きな柱として位置づけられており、しっかり推進していく。

## ○危機管理と食料供給困難事態対策法について

### (消費者団体)

日本はすでに食料自給率 40%以下で、肥料もほぼ 100%輸入に頼っている。今がすでに危機管理の時代に突入しているのだと受け止めるべきではないか。そう考えると、目標や改善すべき点を、もっと前面に押し出した形で提示する必要があると思う。国が今の状況に対してどこまで危機感を持っているのか、どの程度本気で取り組んでいるのかを知りたい。そして、その危機感を関係省庁とも共有し、応援してもらう必要があると感じている。

国民が食べられなくなるということがどれほど大変なことか、このことについては第一に農林水産省が中心となって考え、取り組まなければならないと思う。そのためには発信の仕方も、今の状況がどれほどの危機なのかをもっと明確に伝えてほしい。

また、食料供給困難事態対策法についてももう少し聞きたい。

### (農政局)

食料自給率について、2030 年度に 45%という目標を掲げる以上、さらにその先の水準をしっかりと見据え、着実に取り組みを進めていくべきだとのこと指摘を重く受け止めたい。

日本の「国防」では、まずはエネルギー、次に防衛、そして「食・農業」、この三本柱が重要だと考える。農林水産関係予算が限られる中で、どのようにして食料を守っていくのか、これは非常に難しい課題である。そのような状況の中で必要な予算を確保しながら、食料安全保障の強化に向けた取り組みを進めているところである。

食料供給困難事態対策法のポイントとしては次のとおりである。

- ・この法律では、食料の安定供給を確保するために、大きく3段階の体制で対策を進めていくことを定めている。
  - ・具体的には、状況に応じて国が食料の確保や流通に関する措置をとるほか、必要に応じて政府対策本部を設置し、対応を指揮する仕組みとなっている。
  - ・この法律では対象となる「指定食料」が定められており、麦や大豆といった主要食料だけでなく、肥料などの「生産資材」も食料安全保障の対象に含めている。
- そのため、食料の生産を支える資材も確保していく考え方が法律に組み込まれている。

## ○食料システム法

(消費者団体)

「食料システム法」も4月から始まると聞いている。状況を知りたい。

(農政局)

食料システム法自体はすでに法律が制定されており、動き出している。特に食品事業者については、「環境に配慮した取り組みを行うこと」、「生産者との長期契約を安定的な取引を促進すること」などが重要な取組として求められている。

一方で、「お米の価格はどうやって決まっているのか」など、消費者には見えにくかったコスト構造を明らかにしていく動きが、今年の4月以降本格化していく。数字が出揃ってくると、事業者と生産者間の議論も深まり、より透明性の高い取引の実現につながると考えている。ただし、まだ制度が完全にスタートしていない段階のため、現時点では詳細を具体的に示せる段階ではないことをご理解いただきたい。

【意見交換会の様子】

